

北海道税理士協同組合

報酬自動支払制度約定〔Web型〕

1. 目的

この約定は、北海道税理士協同組合（「以下、「組合」という」）の組合員・賛助会員（以下、「税理士」という）及びその関与先事業所（以下「関与先」という）が、組合の実施する報酬自動支払制度（以下、「制度」という）の趣旨に賛同し、報酬の自動支払を組合に委託するにあたって遵守しなければならない基本的な事項を定めるものである。

2. 報酬の種類

この制度で取扱う報酬等の種類は、関与先が毎月税理士に支払う「月決め報酬」、及び臨時に発生する「臨時報酬」、並びに「その他」とする。

3. 自動支払

組合は「月決め報酬」については毎月、「臨時報酬」「その他」については自動支払の依頼を受けた都度、関与先の指定預金口座から振替日に口座振替により収納し、税理士が別に指定した預金口座に振込むものとする。

4. 取扱金融機関

3. に定める関与先及び税理士の指定預金口座は、組合が別に定める取扱金融機関本支店の、普通預金又は当座預金に限るものとする。

5. 登録、変更の届け出

(1) 関与先情報の登録は、「報酬自動支払制度利用申込書」並びに「預金口座振替依頼書」により税理士が行うものとし、報酬額の変更、その他変更事項の入力についても全て税理士が行い、組合はその内容に関して、関与先が了承のうえ届けられたものとして取扱う。

(2) 税理士事務所情報の登録は、初回利用時は「利用申込書」により組合が行うが、その後の変更及び登録の入力は税理士が行うものとする。

但し、振込口座の変更については、「変更届出書」により組合が行うものとする。

(3) 届け出の締切日は、次のとおりとする。

- ・ 税理士の利用申込み …… 制度を開始しようとする口座振替日の前々月の20日。
(当日が休日の場合には前営業日)
- ・ 関与先情報の報酬額の変更等の入力 …… 口座振替日の7営業日前。
- ・ 税理士振込口座の変更の届け出 …… 口座を変更しようとする月の前月の20日。
(当日が休日の場合には前営業日)

6. 口座振替不能のとき

関与先の預金口座から口座振替が不能の場合、組合は税理士にその旨を通知し、当該報酬は、関与先と税理士との間で解決するものとする。

7. 取扱手数料

組合は別に定める取扱手数料を、報酬振込の都度税理士が受取るべき報酬から差し引いて残額を振込むものとする。但し、引落としにかかわらず取扱手数料がかかるものとする。

8. 解 約

関与先及び税理士が、組合に対する委託を解約するときは、双方合意のうえ、組合所定の方法により解約の手続きをするものとする。

9. 組合員資格の喪失

税理士が廃業等の理由により組合員資格を喪失した場合、直ちに制度利用の解約の届け出をしなければならない。また、喪失の理由が死亡による場合には、遺族より解約の届け出をもって解約の取扱いをするものとする。

10. 解 除

組合は、以下の場合、予め税理士にその旨を通知し、制度の利用を解除できるものとする。

- (1) 差押え等により通常の制度利用ができない場合。
- (2) その他、組合が通常の制度利用が困難と判断したとき。

11. 紛争の処理

税理士と関与先との間の顧問契約について、組合は一切関知しないものとし、本制度利用に関して関与先との間に紛議が生じた場合は、すべて税理士が責任をもって解決するものとする。

12. 事務代行

組合はこの制度に関する事務の処理を、他に代行させることができるものとする。

13. 秘密保持

この制度の関係人は、制度の運営により知り得た関与先及び税理士に関わる情報を、他の目的に使用し又は他に漏らしてはならない。

14. 細部手続

この約定に定めのない細部の手続については、別に組合が定めるところによるものとする。

15. 管轄裁判所

この制度に関し、組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、「札幌地方裁判所」を管轄裁判所とする。

16. 本約定の適用と改定

この約定は、組合の都合により改定する場合がある。

(平成26年8月26日制定)